

平成25年（2013年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成25年9月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年9月10日（火）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
代表監査委員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 中津畑正量 15番 川端龍雄

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間を頂戴いたしたいと思います。

本年8月6日に開催されました三重県町村議会議長会第65回定期総会におきまして、町村議会議長として満5年以上の在職者に対する表彰が行われました。

本日ここに表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、平野倭規議員、前の方へお進みをいただきたいと思います。

表彰状、紀北町 平野倭規様。

あなたは議会議長として在職せられること多年この間よくその職務を尽くし、地方自治発展に貢献せられましたその御功績はまことに大であります。

本会は、その御事績に深甚なる敬意を表しここに記念品を贈り表彰いたします。

平成25年8月6日 三重県町村議会議長会 会長 飯田徳昭

おめでとうございます。

(拍 手)

北村博司議長

以上で、表彰状の伝達式を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

定刻に達しましたので、これより平成25年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、今定例会において、議会放送番組収録のためのZTVならびに企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会日程並びに議事日程を、議会事務局長に朗読いたさせます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読いたします。

まず会期日程から、平成25年9月紀北町議会定例会会期日程表

日程、第1日、9月10日、火曜日、9時30分、本会議。開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問の受付締切は、午後5時までとなっております。

第2日、9月11日、水曜日、休会。常任委員会を予定しております。

第3日、9月12日、木曜日、休会。常任委員会を予定しております。

第4日、9月13日、金曜日、休会。常任委員会を予定しております。

第5日、9月14日、土曜日、休日。

第6日、9月15日、日曜日、休日。

第7日、9月16日、月曜日、休日。

第8日、9月17日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、9月18日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、9月19日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、9月20日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

続きまして、議事日程を朗読いたします。

平成25年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月10日、火曜日、9時30分開議。

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

第8 議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

- 第10 議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第50号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第51号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分について
- 第14 認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第19 報告第8号 平成24年度健全化判断比率の報告について
- 第20 報告第9号 平成24年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第21 請願案件
- 以上でございます。

北村博司議長

これから本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

14番 中津畑正量君

15番 川端龍雄君

のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月10日から9月20日までの11日間にいたしたいと思いますが
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月10日から9月20日までの11日間とすることに
決定いたしました。

日程第3

北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る9月4日に議会運営委員会が開催されまして、9月定例会に関する運営等について、
協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、定例会に提案され受理した案件は、条例改正、補正予算等、一般議案が9件、認
定案件が5件、報告が2件、合計16件となっております。また、請願4件を受理いたして
おります。要望書につきましては、議員の棚に配付してあります。

意見書の提出依頼につきましては、三重県町村議会議長会と全国森林環境税創設促進議
員連盟より依頼がきておりますので、常任委員会のほうで協議をお願いいたします。

次に、決算審査につきましては、議員の申し合わせにより、決算特別委員会を設置し
て審査することになっております。議会運営委員会におきまして、特別委員会の設置に
関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は7名とし、構成につきま
しては、総務財政常任委員会から2人、教育民生常任委員会から3人、産業建設常任委
員会から2人を選出していただきます。なお、議案につきましては、本日の本会議にお

いて、追加議案として提出いたしたいと思っております。各常任委員長におかれましては、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただきますようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間を予定いたしておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくこととなります。なお、通告書の受付は、本日午前8時30分から受付を開始し、締切は午後5時までとなっております。

決算認定議案の説明などで、会議が長引くことも考えられますので、通告書の締切時間には、十分に注意をお願いいたしたいと思っております。なお、質問の内容につきましては、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意をお願いいたします。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査につきましては、平成25年度普通会計の7月分と、平成25年度水道事業会計の7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。

9月30日月曜日、午前10時から紀北広域連合議会と、10月8日火曜日、午前10時から東紀州農業共済事務組合議会の開催という連絡をいただいております。組合議会議員におかれましては、出席していただきますようお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告いたします。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議はクールビズで実施することにいたしております。本会議につきましては、上着を着装することとし、ノーネクタイといたします。なお、ワイシャツにつきましては華美なものは避けることをお願いいたします。常任委員会や全員協議会の会議においては、クールビズを実施いたします。また、議員バッジにつきましては、本会議は付けることとし、その他委員会等では義務付けをしないことといたします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間で、秋の交通安全運動が展開されます。議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、人命尊重を町政の基本理念として、町民総ぐるみで決意を新たにして交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月26日午後3時半から、東長島公民館におきまして、交通安全ポスター優秀作品表彰式に引き続いて、交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解と積極的なご協力によりまして、初めてその効果を期待しうるものであります。なにとぞ多くの方のご参加をお願い申し上げます。

次に、防災行政無線を用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験が、9月11日に、11時と11時30分に2回、行われるとのこととあります。会議中に作動するとのことですので、よろしくようお願い申し上げます。通知文書を棚に配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後になりますが、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決をいただきました会期日程のとおり、11日から13日までの3日間で、各常任委員会の開催を予定いたしております。開催日につきましては、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告につきまして、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、公金支出差止等請求事件についてでございます。

紀北町立紀北中学校改築事業にかかる、平成24年（行ウ）第9号 公金支出差止等請求事件につきまして、平成25年8月29日、津地方裁判所で第5回口頭弁論が行われました。

その中で、裁判長から被告が提出した準備書面及び証拠説明書の確認が行われました。

また、今回の口頭弁論におきまして、町側から専門家の意見書を提出しております。この準備書面及び意見書に対しまして、原告側から10月中に反論したいという答弁がありました。これによりまして、次回、第6回口頭弁論は、平成25年11月14日木曜日、午後1時30分から津地方裁判所で行われますので、ご報告を申し上げます。なお、第5回口頭弁論における町側の準備書面及び専門家の意見書につきましては、議員の皆様にお配りさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、寄附金についてでございます。去る7月に海山区ご出身で、現在、四日市市に在住の上野起功様より、ふるさと寄附金50万円をいただきました。上野様におかれましては、平成22年度及び平成23年度にもご寄付をいただいております。心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い今後有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、2件をご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

お諮りします。

日程第5 議案第44号から、日程第18 認定第5号までの14件につきましては、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第18までの議案14件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

北村博司議長

資料が足りないんですか。

よろしいでしょうか。お1人だけでした、ないのは。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例であります。半島振興法第17条の地方税の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号 紀北町税外収入の催促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例であります。町税等に準じて延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すことに伴い、本条例の一部を改正いたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。町税等に準じて延滞金の割合を引き下げる特例措置を行うことに伴い、本条例の一部を改正いたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,771万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,094万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,389万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億119万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ728万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,875万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,936万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度紀北町水道事業会計の未処分利益剰余金

につきまして、減債積立金等に積立てたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5件につきましては、一般会計、特別会計及び企業会計の平成24年度の決算であります。認定第1号から第4号までは地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものでございます。

以上、9件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。以上です。

議長、読み間違えです。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

議案第45号のところですね、紀北町税外収入の催促手数料と、私、読み間違えたという事です。督促手数料の間違いでございます。よろしく願い申し上げます。

北村博司議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第44号についての内容説明を求めます。

服部税務課長。

服部峰穂税務課長

おはようございます。

それでは、議案第44号について、ご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年紀

北町条例第72号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

2ページ目は、改め文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

それでは、3ページをご覧ください。

第1条につきましては、固定資産税の不均一課税が適用される設備の要件を緩和するための条文整備でございます。新たに旅館業が固定資産税の不均一課税の対象になったためであります。

続きまして、第2条につきましても、第1条と同様、要件の緩和でありまして、製造事業用に限られていた設備を、旅館業の追加に伴い設備と改め、機械及び装置を償却資産と改めました。

附則につきましては、施行期日や経過措置について、所要の整備を行ったものであります。

以上が提出いたしました議案の内容説明でございます。よろしくお願いたします。

北村博司議長

次に、議案第45号の内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

おはようございます。

議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例（平成17年紀北町条例第77号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、現在の低金利の状況を勘案し、町税等に準じて延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

本条例につきましては、現下の経済情勢や長びく低金利等を踏まえて、本年3月に地方税法が改正され、紀北町においても既に町税条例を改正し、来年1月から延滞金等の割合を引き下げる事が決定されておりますが、それに準じて本条例のほか、議案第46号の紀北町国民健康保険条例及び議案第47号の紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

本条例の制定附則第3項におきまして、これまでも第4条第1項に規定する延滞金の年7.3%の割合のみ特例を定めておりましたが、今回、年14.6%の場合を特例に追加し、特例基準割合につきましては、これまで日本銀行法に規定する商業手形基準割引率に、年4%を加算した割合としておりましたが、今回は租税特別措置法の規定により告示された割合に、年1%を加算した割合とするものでございます。

また、延滞金の割合につきましては、特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%の割合にあつては、特例基準割合に年7.3%の割合を加算したものとし、年7.3%の割合にあつては、特例基準割合に年1%を加算した割合とするものでございます。さらに、改正附則につきましては、第1項が施行期日を平成26年1月1日とするものであり、第2項は施行期日前までは従前の例によることを定める経過措置でございます。

以上で、議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

北村博司議長

次に、議案第46号、議案第47号の内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

現在の低金利の状況を勘案し、町税等に準じて延滞金の割合を引き下げる特例措置を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

本条例の改正は、先ほどの議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例の説明にもございましたが、地方税法の改正による町税条例の改正に準じて関係条例を整備しようとするものでございまして、延滞金の割合の特例を定めるものでございます。

それでは、9ページの新旧対照表をご覧ください。

第32条につきましては、字句の整理でございます。

次に、制定附則第8項につきましては、これまでの年14.6%の割合の延滞金につきましては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合の延滞金にあっては、特例基準割合に年1%を加算した割合とするものでございます。

次に、旧第8項を繰り下げた第9項は、1つの号しかない場合は、号番号を入れないとのことの整理を行ったものでございまして、内容に変わりはありません。

10ページをご覧ください。

改正附則といたしまして、税条例等にあわせまして、平成26年1月1日から施行するもので、第2項は経過措置を定めたものでございます。

次に、議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

紀北町後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀北町条例第1号）の一部を別紙のとおり

り改正する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

現在の低金利の状況を勘案し、町税等に準じて延滞金の割合を引き下げる特例措置を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

本条例の改正につきましては、議案第45号、46号と同じく、延滞金の割合の特例を定めるものでございます。

それでは、13ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条第3項は、字句の整理でございます。

次に、制定附則第4条につきましては、これまでの年14.6%の割合の延滞金につきましては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合の延滞金にあつては、特例基準割合に年1%を加算した額とするものでございます。

改正附則としまして、本条例も税条例等にあわせまして、平成26年1月1日から施行するもので、第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第46号及び議案第47号についての内容説明を終わります。よろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第48号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、ご説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,771万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,094万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

債務負担行為の補正でございますが、紀北町公共施設等自動体外式除細動器(AED)貸借契約につきまして、期間を平成25年度から30年度、限度額を331万7,000円として、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

地方債の補正でございますが、過疎対策事業の限度額を570万円増額し、3億530万円とし、合併特例事業の限度額は、370万円を増額し、3億3,330万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は1,629万5,000円を増額するものでございますが、地域の元気臨時交付金で、教育費の小学校費及び体育施設費に充当するものでございます。

第6目・土木費補助金96万7,000円の増額は、社会資本整備総合交付金で、土木費の木造住宅耐震補強事業に充当するものでございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は119万8,000円を増額するものでございます。主なものといたしましては、三重県地域支え合い体制づくり事業補助金116万1,000円で、紀北町社会福祉協議会助成事業に充当するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は1,023万3,000円を増額するものでございます。主なものといたしましては、農林水産業費の農業用施設管理事業に充当する160万円、県単林道改良事業に充当する700万円、県単漁港改良事業に充当する128万円でございます。

第6目・土木費補助金118万円の増額は、土木費の木造住宅耐震補強事業に充当するものでございます。

第7目・消防費補助金235万円の増額は、地域減災力強化推進補助金で、消防費の防災

推進事業及び地震津波災害避難路等整備事業に充当するものでございます。

9ページをご覧ください。

第8目・教育費補助金は363万2,000円の増額は、教育費の小学校及び中学校の校舎等施設営繕事業に充当するものでございます。

第3項・委託金、第6目・土木費委託金11万1,000円の増額は、土木費の生活総合調査事業にかかるものでございます。

第8目・教育費委託金68万円の増額は、教育費の子ども支援ネットワーク事業及び学力向上のための読書活動推進事業にかかるものでございます。

第17款・繰入金、第2項及び第1目は、特別会計繰入金728万6,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計の前年度事業の精算金を繰り入れるものでございます。

10ページの第18款、第1項、第1目ともに繰越金は3億9,782万7,000円を増額するものでございますが、一般会計の歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入572万円の増額は、農林水産業費の分収造林事業に充当するものでございます。

第5項及び第6目が雑入の83万8,000円の増額は、消防団員公務災害補償金で消防費の消防団員活動事業に充当するものでございます。

11ページをご覧ください。第20款及び第1項が町債、第5目・商工債570万円の増額は、紀北町商工会が実施するLED街路灯設置事業に対する補助金を、過疎対策事業債で借り入れようとするものでございます。

第7目・消防債370万円の増額は、消防費の地震津波災害避難路等整備事業に充当する、合併特例事業債でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、12ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は、3億5,689万9,000円を増額し5億6,061万3,000円とするものでございますが、上里福社会館の消防設備補修19万8,000円と、基金管理事業では財政調整基金等、基金への積立金が3億5,670万1,000円でございます。

13ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は487万円を増額し、6億6,893万2,000円とするものでございます。主なものとしたしましては、紀北町社会福祉協議会のランチセンター整備事業への助成金116万1,000円と、紀北広域連合への職員人

件費等の負担金357万2,000円でございます。

14ページの第2項・老人福祉費、第4目・老人保健費は1万4,000円を増額し、26万6,000円とするものでございますが、老人保健医療給付事業の前年度精算による、社会保健診療報酬支払基金への返還金でございます。

15ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第3目・環境衛生費は98万7,000円を増額し、6,452万3,000円とするものでございますが、廃棄物処理施設検討業務委託料でございます。

16ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は160万円を増額し、4,901万9,000円とするものでございますが、団体営ため池等整備事業費県補助金の交付決定に伴い計上した、ため池調査委託料でございます。

第5目・農地費は134万円を増額し、5,195万2,000円とするものでございますが、排水機場の修繕と有害鳥獣駆除事業県補助金の交付決定に伴う財源更正でございます。

17ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は4万5,000円を増額し1,576万4,000円とするものでございますが、木質バイオマスにかかる視察研修に要する経費でございます。

第3目・林業施設費は1,400万円を増額し、3,550万7,000円とするものでございますが、林道野又越線復旧工事費でございます。

第5目・分収造林費は572万円を増額し、992万6,000円とするものでございますが、森林総合研究所との分収造林受託事業費でございます。

18ページの第3項・水産業費、第3目・漁港管理費は360万8,000円を増額し、4億2,243万2,000円とするものでございますが、白浦地区の係船環及び防潮堤の階段の修繕料40万8,000円と、島勝漁港内に照明灯3基を設置するための工事費320万円でございます。

19ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第2目・商工業振興費は575万円を増額し、5,548万9,000円とするものでありますが、紀北町商工会のLED街路灯整備事業に対する補助金でございます。

20ページの第7款・土木費、第5項・都市計画費、第2目・公園費は81万9,000円を増額し、681万3,000円とするものでありますが、第24回みどりの愛護の集いにご臨席を賜

りました皇太子殿下の行啓記念碑の設置工事費でございます。

第4目・高速道路関連費は160万円を増額し、174万円とするものでございますが、紀勢自動車道海山インターチェンジから紀伊長島インターチェンジ間の開通記念イベントにかかる事業負担金でございます。

21ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は、343万8,000円を増額し、2,203万9,000円とするものでございますが、木造住宅耐震補強事業の国県の事業費決定に伴う332万7,000円の増額と、5年ごとに12月1日現在で実施される生活総合調査事業費11万1,000円の増額でございます。

22ページの第8款及び第1項が消防費、第2目・非常備消防費は85万円を増額し、4,450万1,000円とするものでございますが、放水訓練時の事故にかかる消防団員公務災害補償費でございます。

第3目・消防施設費は43万3,000円を増額し、2,391万4,000円とするものでございますが、消防団詰め所の修繕に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は3,302万1,000円を増額し、1億1,754万4,000円とするものでございます。主なものといたしましては、J-ALERT設備業務委託料と、防災行政無線管理事業に971万6,000円、蓄電式誘導灯の整備や避難路の整備等、地震・津波災害避難路等整備事業に1,570万円、雨水排水対策調査事業に339万5,000円でございます。

23ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費は68万円増額し、285万7,000円とするものでございますが、子ども支援ネットワーク事業及び学力向上のための読書活動推進事業が、県に採択されたことに伴い予算計上するものでございます。

24ページの第2項・小学校費、第1目・学校管理費は874万円増額し、1億3,493万6,000円とするものでございますが、各小学校に防災用品のかけモックを配備するため、16万8,000円の備品購入費と、地域の元気臨時交付金を活用して、西小学校及び東小学校のプール漏水改修工事費に529万5,000円のほか、県の補助を受けて、転倒防止器具等を設置するための消耗品が327万7,000円でございます。

25ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は226万7,000円を増額し、6,107万3,000円とするものでございますが、小学校と同様に防災用品の配備に7万2,000円の備品購入費と、

転倒防止器具等の設置に219万5,000円でございます。

26ページの第4項及び第1目・幼稚園費は3万6,000円を増額し、8,271万5,000円とするものでございますが、小中学校と同様に防災用品を配備するためのものでございます。

27ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第3目・体育施設費は1,100万円を増額し、8,982万7,000円とするものでございますが、地域の元気臨時交付金を活用し、海山体育館を改修しようとするものでございます。

28ページは地方債の残高見込みに関する調書であります。29ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は124億2,648万9,000円であり、当該年度中の起債見込額が、今回の940万円の増額を含め、10億4,860万円、当該年度中の元金償還見込額が13億1,629万1,000円でございますので、当該年度末現在高見込額は121億5,879万8,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

北村博司議長

次に、議案第49号、議案第50号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,389万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億119万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入からご説明させていただき
ますので、6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金につきましては
4万7,000円を減額して、4億9,071万8,000円とさせていただくものでありますが、
平成25年度分の老人保健医療費拠出金の決定に伴い、療養給付費等負担金のうち老人保
健医療費拠出金分を減額するものでございます。

次に、第2項・国庫補助金、第1目・財政調整交付金につきましては、63万円増額し、
1億5,918万2,000円とさせていただくものでありますが、特定世帯の軽減延長に伴うシ
ステム改修費に対する特別調整交付金分の増額でございます。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金につきましては、3万4,000円減額し、
2億1,422万8,000円とさせていただくものでありますが、老人保健医療費拠出金の決定
に伴う減額でございます。

7ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金につきましては、7,842万4,000円を減
額して、7億5,092万2,000円とさせていただくものでありますが、社会保険診療報酬支払
基金から交付される前期高齢者交付金の決定に伴うものでございます。

第10款・繰入金、第2項、第1目・積立基金繰入金につきましては、2,686万6,000円
を増額し、3,326万9,000円とさせていただくものでありますが、前期高齢者交付金の減
額により財政調整基金を繰り入れさせていただくものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、9,489万4,000円増額して、1
億489万4,000円とさせていただくものでありますが、前年度からの歳計剰余金でござい
ます。

8ページをご覧ください。

第12款・諸収入、第4項、第7目・雑入につきましては6,000円を増額し、8,000円と
させていただくものでありますが、前々年度の実績医療費拠出金の確定に伴う社会保険
診療報酬支払基金からの返還金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、63万円を増

額し575万円とさせていただくものでありますが、特定世帯の軽減延長に伴うシステム改修委託料でございまして、今回この費用が特別調整交付金の対象経費になったことに加えまして、今後、軽減制度の継続が予測されますことから、年度ごとの入力ミス等の防止のため、システム改修を行うとするものでございます。

10ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費の第1目及び第3目と、11ページの第2項・高額療養費の第1目及び第3目は、前期高齢者交付金額の決定に伴い、財源を更正させていただくものでございます。

12ページをご覧ください。

第3款、第1項ともに後期高齢者支援金等の第1目・後期高齢者支援金は、前期高齢者交付金額の決定に伴う財源更正と、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の決定に伴う3,200万1,000円の増額でございます。

13ページをご覧ください。

第4款・第1項ともに前期高齢者納付金等の第1目及び第2目でございまして、これにつきましても、前期高齢者納付金の決定に伴う減額でございます。

14ページをご覧ください。

第5款、第1項ともに老人保健拠出金の第1目及び第2目は、老人保健拠出金の決定に伴う減額でございます。

15ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金につきましましては、1,176万5,000円増額させていただきまして、1億3,139万1,000円とするものでございますが、介護給付費納付金の決定に伴い増額させていただくものでございます。

以上で、議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第50号の平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成25年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ728万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,875万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、728万6,000円を新たに計上するものでございますが、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金につきましては、728万6,000円を新たに計上するものでございますが、先ほど歳入でご説明申し上げました前年度の歳計剰余金を一般会計へ戻そうとするものでございます。

以上で、議案第50号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

北村博司議長

次に、議案第51号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

おはようございます。それでは、議案第51号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587万6,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ1億7,936万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、587万6,000円を増額し、587万7,000円とするもので、介護サービス事業特別会計への歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、36万9,000円を増額し、1億6,874万2,000円とするものであります。内容といたしましては、浄化槽及びボイラー煙突の修繕料でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は550万7,000円を、紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金に積立てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

北村博司議長

次に、議案第52号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

おはようございます。

それでは、議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを、説明させていただきます。

15ページをお願いします。

議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金1,358万2,104円のうち70万円を減債積立金に積立て、1,288万2,104円を建設改良積立金に積立てたいので、議会の議決を求める。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、次のページの別紙をお願いいたします。

これは決算書の抜粋でございますが、この未処分利益剰余金の扱いにつきましては、平成23年度までは地方公営企業法でその処分が規定されていましたが、平成24年度に改正されたため、処分につきましては、各事業体で条例を制定するか、または議会の議決によるとなっております。これに伴いまして、24年度未処分利益剰余金1,358万2,104円のうち70万円を減債積立金に、1,288万2,104円を建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

北村博司議長

ここで10時50分まで、休憩いたします。

(午前 10時 34分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

北村博司議長

続きまして、決算関係でありますけれども、まず最初に、認定第1号から認定第5号までの審査の結果につきまして、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

井上代表監査委員。

井上寛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成24年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成24年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成24年度紀北町育英基金運用状況調書

平成24年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成24年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

平成25年8月1日から平成25年8月26日

3 審査を実施した監査委員

井上 寛、太田哲生

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

ただし、後期高齢者医療特別会計については、一部予算の未執行が見受けられた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、後期高齢者医療特別会計について、一部指摘した部分を除き、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

平成24年度は第1次総合計画・後期基本計画の実施初年度に当たるとともに、本庁舎移転、近畿自動車道紀勢線の延伸など、紀北町にとって新たなスタートとともいうべき年であった。

庁舎改修や、紀北中学校改築等を含む、大型予算の執行となったが、補助金や有利な起債等の確保に努め、予算に適切に反映、適正に執行されており、結果、基金残高も増額となっている。反面、歳入構造をみると、本町の自主財源は、歳入全体の24%であり、町税をはじめ、各種料金、使用料及び貸付金などの収納率に一部改善の兆しが見受けられるものの減少傾向が続いている。人口減少、景気の低迷等もあり、難しい面があると思われるが、基金運用等も含め、より自主財源の確保に努められたい。

国政に目を転じると、第2次安倍内閣発足後、日本の経済再生に向けて、金融政策、財政政策、成長戦略の改革、三本の矢により、円高・デフレ不況から脱却することで、雇用や所得の拡大を図ろうとされており、経済は緩やかに回復していくと期待されている。

しかし、地方経済は依然としてまだ厳しい状態が続いていることから、本町においても、町内の景気浮揚、雇用拡大につながる事業の必要性が高いことから、今後も国・県の交付金や有利な起債借入等の財源を最大限有効活用しながら推進されることを望みたい。

また、地方財政においても、依然として不透明な状況が続くと思われるが、財政の健全性を堅持するとともに、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保を図りつつ、今後も、より長期的な展望に立った適切な運営に努められたい。

井上寛監査委員

続きまして、平成24年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成24年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成25年7月26日から平成25年8月23日

3. 審査を実施した監査委員

井上 寛、太田哲生

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

平成24年度の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況から、経営においては安定している状況であると認められる。

ただ、人口の減少や高速道路関連の水需要の減少により、有収水量が減少しつつあることから、営業収益は減少傾向にあると言える。

水道使用料については、業務手順の効率化を図り、職員による納付指導の強化も行われていることから、前年度同様、現年度収納率は98%を上回る高い収納率を維持しているものの、前年度に比べわずかではあるが下回っているため、さらに徴収率向上に努められたい。

建設改良費については、昨年度に引き続き、老朽化による配水管布設替工事ほか、災害時の対応のための簡易水道水源地遠方開始システム改良工事や緊急用浄水装置の購入も行われている。

町民に、より安全で良質な水を安定的に供給することは大変重要であるため、今後も昨年度策定された紀北町水道事業基本計画・地域水道ビジョンに基づき計画的な事業実施を望みたい。

また、水道事業の運営に当たっては、良質な水の安定供給はもとより、公営企業の基本原則である企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進することを踏まえ、健全経営の維持に努められたい。以上でございます。

北村博司議長

続いて、会計管理者から水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

世古会計管理者。

世古雅則会計管理者

それでは、平成24年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただきます、項以降の説明につきましては、主要な事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。議案書の17ページをご覧ください。

認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の13ページのほうお願いいたします。

決算書の13ページからの平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入でございます。第1款の町税でございますが、町税全体の調定額は17億8,984万7,232円、これに対しまして収入済額は15億5,300万3,645円で、徴収率は86.77%、前年度が85.18%でありましたので1.59%の増となり、このうち現年度分の徴収率は97.09%、滞納繰越分の徴収率は、26.81%であります。

第2款・地方譲与税の収入済額は7,155万2,098円であります。

第3款・利子割交付金の収入済額は490万7,000円。

第4款・配当割交付金の収入済額は388万9,000円。

15ページをご覧ください。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は97万3,000円。

第6款・地方消費税交付金の収入済額は1億5,904万8,000円。

第7款・自動車取得税交付金の収入済額は2,513万1,000円であります。

第8款・地方特例交付金の収入済額は485万1,000円。

第9款・地方交付税の収入済額は43億2,765万5,000円。

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は206万7,000円。

第11款・分担金及び負担金の収入済額は9,329万1,816円で、主な収入は第2項・負担金の民生費負担金では私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などでありま
す。

17ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は1億4,623万6,005円で、主な収入は第1項・使
用料の商工使用料では、温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、
マンドロ使用料、土木使用料では町営住宅使用料などがあります。

第2項・手数料の主な収入は、総務手数料の戸籍住民手数料であります。

19ページをご覧ください。

次に、第13款・国庫支出金の収入済額は8億9,520万328円で、主な収入は第1項の国庫
負担金では民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当
等負担金などがあります。

第2項の国庫補助金の主な収入は、総務費補助金では市町村合併推進体制整備費補助
金、民生費補助金では、障害者地域生活支援事業費等補助金。衛生費補助金では、循環
型社会形成推進交付金。農林水産業費補助金では、農山漁村地域整備交付金。土木費補
助金では社会資本整備総合交付金。教育費補助金では、学校施設環境改善交付金。災害
復旧費補助金では、河川等災害復旧費補助金などがあります。

21ページをご覧ください。

第14款・県支出金の収入済額は7億4,954万9,170円で、第1項の県負担金では民生費負担
金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者介護給付費負担金、後期高齢者医療保険
基盤安定事業費負担金、保育所運営費負担金などが主な収入であります。

第2項の県補助金の主な収入は、総務費補助金では三重県市町村合併支援交付金。民生
費補助金では心身障害者医療費補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金。衛生
費補助金では子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金。農林水産業費補助金で
は農業委員会交付金、林道施設災害復旧事業費補助金、県単補助林道事業費補助金、港湾
海岸保全事業費補助金。商工費補助金では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金などあり
ます。

23ページの第7目の消防費補助金では、地域減災力強化推進補助金。教育費補助金で

は、小中学校防災機能強化補助金。災害復旧費補助金では、林道施設災害復旧費補助金。第10目は電源立地地域対策交付金であります。

第3項の委託金では、総務費委託金の個人県民税徴収取扱委託金、衆議院議員、海区漁業調整委員会委員の選挙費委託金が主な収入であります。第6目の土木費委託金では、江ノ浦橋の管理委託金や海岸清掃、港湾施設清掃委託金などあります。

25ページをご覧ください。

第15款・財産収入の収入済額は1,609万3,370円で、主な収入は第1項の財産運用収入では、土地の貸付収入。

第2項の財産売払収入では、物品の売払収入などあります。

第16款・寄附金の収入済額は1,761万2,528円で、総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金で、岩崎幸雄様、林浩二様、水谷紀子様、中村圭吾様より、それぞれご寄付を受けたものであります。

また、一般寄附金につきましては、喜楽鉱業株式会社様から創業40周年記念事業として、小森徹様から一般寄附として、海山ミュージッククラブ代表浜田弘作様から地域防災の一助として、株式会社オークワ様から有料レジ袋の収益金として、財団法人紀北町開発公社から解散に伴う精算金として、ご寄付を受けたものであります。

第17款・繰入金の収入済額は1億2,953万1,624円で、主な収入は第1項の基金繰入金では、地域づくり事業基金、福祉事業基金、庁舎等改築及び改修基金、災害援護資金償還事業基金や、次のページの交通安全対策事業基金、住民生活に光をそそぐ基金からの繰入であります。

第18款・繰越金の収入済額は4億2,593万2,545円で、前年度の歳計剰余金であります。

第19款・諸収入の収入済額は1億9,101万3,062円で、主な収入は第3項の貸付金元利収入では奨学金貸付金返還金と、災害援護資金貸付金償還金。第4項の受託事業収入では、民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業収入と、地域支援事業受託事業収入などの老人福祉費受託事業収入であります。

次に、29ページの第20款・町債の収入済額は19億170万円となり、総務債では集会所建設事業債、地域振興基金債、庁舎改修事業債、CATV行政放送事業債、東紀州地域活性化ソフト事業債などあります。衛生債では、一般廃棄物施設（ストックヤード）建設事業債であります。農林水産業債では中山間地域整備事業債、海岸保全施設整備事業債。土木債での主なものは町道本地汐ノ津呂線道路舗装事業債、熊野灘レク都市公園事

業債、準用河川小松原谷川河川改修事業債など。消防債では避難路整備事業債、消防ポンプ車整備事業債。教育債ではスクールバス購入事業債、紀北中学校施設改築事業債、生涯学習施設整備事業債などであります。

31ページをご覧ください。

第9目の災害復旧事業債では、平成23年度の現年補助災害復旧事業債で、農林水産業施設、公共土木施設災害復旧事業債であり、第10目は臨時財政対策債であります。

以上、歳入合計は予算現額108億8,935万3,246円に対する調定額は110億1,614万760円であります。調定額に対しまして収入済額が107億1,923万7,191円と、第1款・町税の不納欠損額は1,480万5,408円。

第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款・諸収入をあわせました収入未済額が、2億8,209万8,161円とあいなりました。

続きまして、33ページからの歳出をご説明させていただきます。

第1款・議会費の支出済額は1億1,572万7,996円で、主な支出は議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費であります。

第2款・総務費の支出済額は21億9,321万783円で、主な支出は第1項の総務管理費の一般管理費では特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム管理費、紀北町役場新庁舎改修工事費など。

35ページの文書広報費ではCATV行政放送事業、文書取扱事務経費。

次の財産管理費は、庁舎・公用車の維持管理、地区集会所建設事業をはじめ、財政調整基金、地域づくり事業基金、地域振興基金などへの積立金であります。

37ページの企画費は、地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業などに要した経費であります。

支所及び出張所費は、嘱託職員賃金、総合支所の管理経費など。

39ページ、第2項の徴税費の税務総務費は職員人件費や、税務一般事務費に。賦課徴収費は町税の賦課徴収の事務に要した経費であります。

41ページのほうをお願いいたします。

第3項の戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事業などに要した経費であります。

第4項の選挙費は、職員人件費や衆議院議員選挙、海区漁業調整員選挙の執行などに要した経費であります。

43ページをご覧ください。

第3款・民生費の支出済額は23億7,795万6,876円で、主な支出は第1項・社会福祉費の社会福祉総務費では、職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北広域連合運営事業に。また、45ページをほうを見ていただきまして、身体障害者福祉費では、心身障害者医療費助成事業、障害者介護・訓練等給付事業などに。また、国民年金事務費は職員人件費や年金事務に要した経費であります。

第2項の老人福祉費の老人福祉総務費は、老人福祉施設措置事業、介護基盤緊急整備等特別対策事業、後期高齢者医療特別会計への繰出金に。47ページの養護老人ホーム費は、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に。

49ページの第3項の児童福祉費の児童福祉総務費は、子育て支援センター設置事業、放課後児童クラブ対策事業に。また、保育所費は、職員人件費や児童の保育事業などに要した経費で。児童措置費は、児童手当等支給事業。51ページの母子福祉費は、一人親家庭等医療費助成事業、乳幼児（子ども）医療費助成事業などに要した経費であります。

第4項・災害救助費は、災害援護資金の償還事業に要した経費であり、三重県への償還金の支払いや、災害援護資金償還事業基金へ積み立てたものであります。

第4款・衛生費の支出済額は、10億7,375万5,788円で、主な支出は、第1項の保健衛生費の保健衛生総務費では、職員人件費、嘱託職員賃金や地域保健共通事業（救急医療対策事業）負担金に。予防費では、予防接種事業、母子健診事業、ガン検診事業などに。53ページの環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費であります。

第2項・清掃費の清掃総務費は、職員人件費。55ページの塵芥処理費はリサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業、一般廃棄物施設（ストックヤード）建設事業など。し尿処理費は、し尿処理事業に要した経費であります。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還等のための繰出金でございます。

第5款・農林水産業費の支出済額5億140万4,871円で、主な支出は、次の57ページの第1項・農業費の農業総務費では、職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、県営中山間地域総合整備事業費負担金に。農地費では、海岸環境整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などに要した経費であります。

59ページの第2項・林業費、林業総務費は、職員人件費に。林業振興費では、森林整備

地域活動支援交付金事業に。林業施設費は県単林道改良事業に。町有林造成費は、職員人件費や町有林の造成などに要した経費であります。

61ページの第3項・水産業費、水産業総務費は職員人件費に。水産業振興費は漁業振興対策事業にかかる各種補助金や、水産資源増殖のための種苗放流事業に。次のページの漁港管理費は三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業に要した経費であります。

なお、少し57ページに戻っていただきまして、57ページでございます。第1項・農業費の2目の農業総務費に記載されています繰越明許費の300万円は、中山間地域総合整備事業、第5目の農地費に記載されております694万6,000円は、団体営かんがい排水整備事業、また59ページのほうへいただきまして、59ページの第2項・林業費、第3目・林業施設費に記載されております繰越明許費574万8,000円は、森林環境整備事業、63ページなんですけども、第3項・水産業費の第3目・漁港管理費に記載されております繰越明許費2億7,266万7,142円は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業に要する経費で、それぞれ平成25年度へ繰り越すものであります。

第6款・商工費の支出済額は、2億803万9,685円で、主な支出は、第1項の商工費の商工総務費では、職員人件費。商工業振興費では、中小企業指導育成事業などに。観光費では観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業などに要した経費であります。

65ページの第7款・土木費の支出済額は、4億2,156万7,287円で、主な支出は、第1項の土木管理費の土木総務費では、職員人件費や地籍調査事業などに。

第2項・道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では、職員人件費に。また、67ページの道路橋りょう維持費では町道の維持補修事業に。道路橋りょう新設改良費では、町道本地汐ノ津呂線道路舗装工事、町道山本1号線道路舗装工事、町道久野線道路整備工事などに。

第3項・河川費の河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業などに。

69ページの第4項の港湾費の港湾管理費では、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費であります。

第5項の都市計画費の公園費では、県営公園事業負担金などに。

71ページ、第6項の住宅費では、町営住宅の管理に要した経費などであります。

なお、また少し67ページに戻っていただきまして、67ページでございます。

第3項・河川費、第2目・河川施設費に記載されております、繰越明許費の1,541万6,000円は、河川改修及び維持補修事業に。次、69ページなんですけども、第3目・砂防

費に記載されております繰越明許費の1,658万6,850円は、急傾斜地崩壊対策事業負担金を。また第5項・都市計画費、第2目・公園費に記載されております繰越明許費の359万4,318円は、県営公園事業負担金を平成25年度へそれぞれ繰り越すものであります。

次に、71ページなんですけども、第8款・消防費の支出済額は6億5,702万779円で、主な支出は、第1項・消防費の常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金。非常備消防費では、消防団出動事業、消防団員活動事業。消防施設費では小型動力ポンプ付積載車購入費。73ページの災害対策費では、防災行政無線管理事業、地震・津波災害避難路等整備事業、自主防災組織対策事業などに要した経費であります。

また、なお、71ページに戻っていただきまして、71ページでございます。

第3目・消防施設費に記載されております繰越明許費280万円は、消防機械器具整備管理事業で、消火栓設置工事負担金を、平成25年度へ繰り越すものであります。

次に、73ページの第9款・教育費の支出済額は12億2,386万2,924円で、主な支出は第1項の教育総務費の75ページになりますが、事務局費では職員人件費、スクールバス購入に。第2項の小学校費では、小学校11校の管理運営に要した経費、小学校防災機能強化改修事業、防災無線戸別受信機購入事業に要した経費であります。

77ページの第3項・中学校費では、中学校4校の管理運営に要した経費のほか、中学校防災機能強化改修事業、防災無線戸別受信機購入事業、79ページの学校建設費では紀北中学校改築工事などに。

第4項の幼稚園費では、職員人件費、幼稚園3園の管理運営経費、紀伊長島幼稚園バス購入に要した経費であります。

第5項の社会教育費の81ページの社会教育総務費では、職員人件費、東長島生涯学習施設屋内運動場ほか整備工事、東長島生涯学習施設グラウンド整備工事などに。

公民館費では公民館の管理運営に。

郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営費に。

83ページの文化財調査費では、特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費であります。

第6項の保健体育費の保健体育総務費では、社会体育団体活動費等助成事業に。

給食施設費では学校給食センター等給食施設の管理運営に。

85ページの体育施設費では、町体育館、赤羽公園などの管理運営に要した経費であります。

第10款の災害復旧費の支出済額は5,214万9,150円であり、第2項・農林水産施設災害復旧費では、林道三ツ谷線、林道鍛冶屋又南線災害復旧工事に。

第3項の公共土木施設災害復旧費では町道下河内大野内線道路災害復旧工事、町道田山線道路災害復旧工事、町道大原池尻線道路災害復旧工事、第2目の河川災害復旧費では、普通河川有久寺川河川災害復旧工事などに要した経費であります。

第11款・公債費の支出済額は14億7,426万5,829円で、公債費元金と利子の償還であります。

87ページの第14款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額108億8,935万3,246円に対しまして、支出済額は102億9,896万1,969円、繰越明許費繰越額が3億2,675万8,310円、その結果、差引不用額は2億6,363万2,967円とあいなりました。

89ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額107億1,923万7,000円から、歳出総額102億9,896万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は4億2,027万5,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,244万8,000円を差し引いた4億782万7,000円を実質収支額として、平成25年度へ繰り越すものであります。

続きまして、財産に関する調書についてご説明させていただきます。

前年度に比べまして増減のあったところのみ説明させていただきます。

91ページからの財産に関する調書をご覧ください。

1 公有財産 (1) 土地及び建物でございますが、土地について区分欄の本庁舎が5,941㎡減となっております。これは旧紀伊長島総合支所敷地を公共用財産のその他の施設へ移管したことによる減と、また東長島スポーツ公園との区割り変更により、公共用財産のその他から移管された増を合計したものであります。公共用財産、その他の施設の土地が1万396㎡増となっておりますが、片上二区集会所駐車場敷地として寄附されたもの、また紀北町開発公社の解散に伴い、小松原住宅敷地の寄附を受けたもの、旧紀伊長島総合支所敷地を本庁舎から移管したことによる増、東長島スポーツ公園との区割り変更により、本庁舎に移管したことによる減を合計したものであります。

宅地の1万4,124㎡の増につきましては、紀北町開発公社解散に伴う宅地の寄附によるものであります。その他の4,393㎡の増につきましても、紀北町開発公社解散に伴う雑種地等の寄附を受けたものであります。土地の合計では、2万2,972㎡の増となっております。

す。

次に、建物でございますが、建物の木造について、区分欄、学校の823㎡の増につきましては、紀北中学校の改築によるものであります。公営住宅29㎡の減につきましては、紀伊長島区にあります中ノ島団地1棟を取り壊したものであります。その他の施設の137㎡の増につきましては、片上二区集会所の建設によるものであります。木造建物の合計では931㎡の増となっております。建物の非木造について、区分欄、本庁舎の2,123㎡の減につきましては、本庁舎改修工事に伴う増築部分や、クラブ室などの移管分の増と、それに旧紀伊長島総合支所の移管分による減を合計したものであります。

公共用財産の学校の3,592㎡の増につきましては、紀北中学校改築に伴う校舎屋内運動場の建設に伴うもので、その他の施設3,918㎡の減につきましては、旧紀伊長島総合支所移管分の増、小松原住宅の寄附による増、環境衛生センター解体による減、本庁舎改築に伴う特別教室棟の取壊しによる減に、クラブ室など移管による減、それに片上教育集会所の取り壊しによる減を合計したものであります。

非木造の建物の合計では2,449㎡の減となっております。

(2)の山林につきましては、所有で4万2,730㎡の増となっており、貸付林では4万2,730㎡の減となっております。これは貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量につきましては、所有では1万4,257立米、分収造林では4,618立米の増で、合計1万8,875立米の増であります。

(3)の物件の異動はありませんでした。

92ページをご覧ください。(4)の出資による権利のところ、出資金が、全国遠洋沖合漁業信用基金協会で30万円の増額となっておりますが、これは増資によるものであります。

(6)の出捐金につきましては、増減がありませんでした。

93ページをご覧ください。

2の物品についての増減であります。軽自動車が1台増、小型乗用車が1台減となっております。軽貨物自動車では消防団の小型動力ポンプ車を海山総合支所に、またリサイクルセンターへ軽ダンプの購入など、軽貨物自動車が4台増となっております。自家用乗合自動車、マイクロバスにつきましては、2台増となっておりますが、幼稚園バスのリース期間満了に伴い購入したものであります。福祉関係特殊車両につきましては、廃車により1台減となり、合計では5台の増となっております。

3の基金につきましての増減であります。主なものといたしましては、区分、動産の有価証券のところでは2億3,998万円の増額となっておりますが、これは地域振興基金から債券を購入したことによるものであります。

預金（一般会計）では、財政調整基金で3億2,130万8,000円、減債基金で4,103万7,000円を積み立てており、庁舎等改築及び改修基金3,206万円、地域づくり事業基金686万2,000円、福祉事業基金123万4,000円を取崩し、地域振興基金では1億1,724万5,000円の減となっておりますが、これは今年度の積立分から債券購入にあてた額を差し引いたものであります。また、住民生活に光をそそぐ基金1,312万9,000円を取り崩し、小計では1億8,824万2,000円の増となり、特別会計では、国民健康保険財政調整基金1,881万円、指定介護老人福祉施設基金328万4,000円を積み立てており、小計では2,209万4,000円の増となり、基金全体では平成24年度中に4億5,031万6,000円を増額いたしております。

世古雅則会計管理者

それでは、続きまして、認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

議案書の18ページをご覧ください。

認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書102ページからの平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入でございます。

第1款の国民健康保険料の調定額は5億9,856万4,796円で、これに対し、収入済額は4億5,046万681円で、収納率は75.26%、前年度は75.31%でありましたので、0.05%の減となり、このうち現年度分の収納率は94.24%、過年度分の収納率は15.08%であります。

第3款・使用料及び手数料の収入済額6万1,450円は、保険料の督促手数料であります。

第4款・国庫支出金の収入済額は5億1,092万5,822円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と、次の104ページの高額医療費共同事業負担金などであります。

第2項の国庫補助金は医療費の支払いに対する財政調整交付金などあります。

第5款・療養給付費交付金の収入済額は2億2,558万7,702円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費に対する交付金であります。

第6款・前期高齢者交付金の収入済額は8億8,357万1,919円で、社会保険診療報酬支払基金からの保険者間の負担の不均衡を調整するための交付金であります。

第7款・県支出金の収入済額は1億3,702万9,144円で、第1項の県負担金は高額医療費共同事業負担金など、第2項の県補助金は県財政調整交付金であります。

106ページをご覧ください。

第8款・共同事業交付金の収入済額は2億9,535万1,884円で、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する三重県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

第9款・財産収入の収入済額は2万4,195円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子であります。

第10款・繰入金の収入済額は1億6,253万4,373円で、一般会計からの繰入金であります。

第11款・繰越金の収入済額は1億2,672万3,393円で、前年度の歳計剰余金であります。

108ページの第12款・諸収入の収入済額は709万6,527円で、一般被保険者第三者行為損害賠償金などあります。

歳入合計では、予算現額29億2,222万1,000円に対する調定額は29億4,747万1,205円あります。調定額に対しまして収入済額が27億9,936万7,090円、不納欠損額392万4,845円、収入未済額が1億4,417万9,270円とあいなりました。

続きまして、110ページからの歳出をご説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は4,205万823円で、主な支出は、第1項の総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金。第2項の徴収費では、保険料の賦課徴収などに要した経費であります。

第2款・保険給付費の支出済額は19億625万887円で、主な支出は112ページの一般及び退職被保険者の診療報酬と高額療養費、出産育児一時金、次の114ページの葬祭費の支払いなどに要した経費であります。

第3款・後期高齢者支援金等の支出済額は2億8,907万1,592円で、主な支出は後期高齢

者支援金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

第4款・前期高齢者納付金等の支出済額は29万4,839円で、前期高齢者納付金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

第5款・老人保健拠出金の支出済額は1万5,810円で、社会保険診療報酬支払基金への老人保健事務費としての拠出金であります。

第6款・介護納付金の支出済額は1億3,074万6,285円で、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金であります。

116ページをご覧ください。

第7款・共同事業拠出金の支出済額は2億5,164万9,157円で、高額医療費などの共同事業のための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金であります。

第8款・保健事業費の支出済額は1,850万5,547円で、特定健康診査等事業及び保健指導などに要した経費であります。

第9款・基金積立金の支出済額は1,881万195円で、国民健康保険財政調整基金への積立金であります。

第10款・公債費の支出はございませんでした。

118ページをご覧ください。

第11款・諸支出金の支出済額3,707万7,555円は、平成23年度国民健康保険療養給付費等負担金の返還金・平成23年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金等の交付額確定による返還などに要した経費であります。

第13款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額29億2,222万1,000円に対しまして、支出済額が26億9,447万2,692円となり、その結果、差引不用額2億2,774万8,308円とあいなりました。

120ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は27億9,936万7,000円から、歳出総額26億9,447万3,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1億489万4,000円となり、これを平成25年度へ繰り越すものであります。

世古雅則会計管理者

続きまして、認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書127ページからの平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の調定額は1億3,655万9,192円、収入済額は1億3,433万5,840円で、収納率は98.37%であります。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は4,280円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料の収入であります。

第4款・繰入金の収入済額は3億6,825万7,905円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款・繰越金の収入済額は40万2,123円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款・諸収入の収入済額は720万785円で、平成23年度療養給付費負担金の精算金であります。

以上、歳入合計は、予算現額5億803万9,000円に対する調定額は、5億1,242万4,285円であります。調定額に対しまして収入済額が5億1,020万933円、不納欠損額は3万6,800円、収入未済額は218万6,552円とあいなりました。

続きまして、129ページからの歳出をご説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は940万9,708円で、主な支出は第1項・総務管理費で職員人件費や、一般事務に要した経費であります。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は4億9,309万1,276円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

第4款・諸支出金の支出済額は41万4,163円で、主な支出は後期高齢者医療保険料過誤納還付金であります。

以上、歳出合計は、予算現額5億803万9,000円に対しまして、支出済額が5億291万5,147円となり、その結果、差引不用額は512万3,853円とあいなりました。

131ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5億1,020万1,000円から、歳出総額5億291万5,000円を差し引いた歳入歳出

差引額は728万6,000円となり、これを平成25年度へ繰り越すものであります。

世古雅則会計管理者

続きまして、認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

議案書の20ページをご覧ください。

認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

138ページからの平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入でございます。第1款・サービス収入の収入済額は1億6,386万1,054円で、居宅介護サービス及び施設介護サービスによる収入であります。

第4款・寄附金の収入済額はございませんでした。

第6款の繰越金の収入済額は328万5,180円で、前年度の歳計剰余金であります。

第7款・諸収入の収入済額は194万2,159円で、主な収入は第3項・利用料減免補助金で、紀北広域連合からの利用者負担額軽減措置にかかる補助金であり、第4項・介護職員処遇改善交付金は国民健康保険団体連合会から交付されるものであります。

歳入合計では、予算現額1億7,300万3,000円に対する調定額は1億6,908万8,393であります。調定額に対しまして、収入済額は1億6,908万8,393円、収入未済額は0円とあいなりました。

続きまして、140ページからの歳出をご説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は1億5,710万2,606円で、職員人件費や事務、施設管理などに要した経費であります。

第2款・サービス事業費の支出済額は282万4,409円で、居宅介護サービス事業に要した需用費などあります。

第3款・基金積立金の支出済額は328万4,000円で、紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金に要した経費であります。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

142ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額1億7,300万3,000円に対しまして、支出済額が1億6,321万1,015円となり、その結果、差引不用額は979万1,985円とあいなりました。

144ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億6,908万8,000円から、歳出総額1億6,321万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は587万7,000円となり、これを平成25年度へ繰り越すものであります。

以上、一般会計ほか特別会計3件につきまして、決算の概要を説明させていただきました。十分ご審議のうえ、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

北村博司議長

次に、認定第5号につきまして、詳細説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計決算の内容を説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の13ページをよろしく申し上げます。

1. 平成24年度紀北町水道事業報告書でございます。

(1) 概況

ア 総括事項

(ア) 収益的収支

総収益は3億6,955万5,735円（消費税込み額3億8,735万4,449円）、総費用は3億5,597万3,631円（消費税込み額3億6,910万8,148円）となり、その結果、収支差し引きにおきまして1,358万2,104円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金8,173万3,427円を合わ

せますと、9,531万5,531円の当年度処分利益剰余金となりました。

(イ) 資本的収支

資本的収入の総額は1億4,784万1,218円で、主なものは企業債7,960万円です。

一方、資本的支出の総額は4億697万9,896円で、このうち建設改良費は1億5,748万1,415円で、主なものとしては紅ヶ平浄水場設備更新事業実施設計業務、赤羽簡易水道水源地遠方監視システム改良工事、上里地区配水管布設替工事、船津地区配水管布設替工事、中桐・前山間バイパス配水管布設工事第(1工区)を実施しました。

このほか、前年度からの繰り越し事業である古里・道瀬地区配水管布設替工事(古里4工区)、古里・道瀬地区配水管布設替工事(道瀬3工区)、古里・道瀬地区配水管布設替工事(道瀬4工区・古里5工区)が完成しました。

次に、企業債本年度借入高は7,960万円、償還高は2億4,949万8,481円、うち8,454万9,796円は、年利5%以上の残債にかかる財政融資資金補償金免除繰上償還によるもの。本年度末の企業債未償還残高は17億205万5,639円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,913万8,678円は、消費税資本的収支調整額438万1,779円、損益勘定留保資金1億3,936万3,565円、減債積立金8,454満9,796円、建設改良積立金3,084万3,538円で補てんしました。

以上が水道事業の概況であります。今後も適正な設備投資や有収率の向上に努めるなど、経営の健全化と給水の安定化に一層の努力をしてまいります。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。税込みの額で表示しております。第1款・水道事業収益の決算額は3億8,735万4,449円で、予算額に対して34万9,449円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は2億6,112万4,137円で、主なものは紀伊長島区と海山区の上水道の水道使用料2億5,940万874円であります。

第2項・営業外収益の決算額は63万9,105円で、主なものは預金利息、土地貸付料、水道事務所、企業債償還利子補助金であります。

第3項・簡易水道営業収益の決算額は1億1,277万4,234円であります。主なものは紀伊長島区と海山区の簡易水道使用料1億1,125万7,842円であります。上水道、簡易水道における現年度分の調定額は3億7,065万8,716円で、収納額は3億6,370万2,997円で、収納率98.12%となっております。

第4項・簡易水道営業外収益の決算額は1,274万2,107円で、簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金であります。

第5項・特別利益の決算額は7万4,866円で、貯蔵品の購入で未払い扱いになっておりましたが、調査した結果、すでに支払われておりましたので、その分を利益として収入に加えております。

次に、支出ですが、第1款・水道事業費用の決算額は3億6,910万8,148円で、予算額に対して1,057万3,852円の減額となっております。

第1項・営業費用の決算額は2億2,403万5,128円で、不用額は332万1円であります。主なものは職員10名分の給与費、減価償却費、検針・集金業務委託料、電算委託料、水質検査委託料、水源地の動力費等であります。

第2項・営業外費用の決算額2,786万7,235円で、主なものとしては企業債償還利息、消費税納付額であります。

第3項・簡易水道営業費用の決算額は9,223万3,721円で、不用額は724万2,286円あります。主なものは職員1名分の給与費、減価償却費、固定資産除却費、検針・集金業務委託料、電算委託料、水質検査委託料、水源池の動力費等であります。

第4項・簡易水道営業外費用の決算額は2,466万2,993円で、これは簡易水道企業債償還利息であります。

第5項・特別損失の決算額は30万9,071円で、これは主に過年度水道料金の減額更正分であります。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございます。税込みの額で表示しております。

まず収入、第1款・資本的収入の決算額は1億4,784万1,218円で、予算額に対して8,926万1,782円の減額となっております。

第1項・負担金の決算額は320万円で、消火栓1基当たり40万円の8基分の負担金となっております。

第2項・補助金の決算額は6,504万1,218円で、主なものとして簡易水道企業債償還元金補助金と、古里・道瀬簡易水道施設整備費国庫補助金であります。

第3項・企業債の決算額は7,960万円で、これは古里・道瀬簡易水道施設整備事業に伴う起債であります。

次に、支出でございます。

第1款・資本的支出の決算額は4億697万9,896円で、不用額1,030万304円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は1億5,748万1,415円で、不用額1,029万9,785円であります。主な支出としましては紅ヶ平浄水場設備更新事業実施設計業務、赤羽簡易水道水源地遠方監視システム改良工事、上里地区配水管布施替工事、船津地区配水管布施替工事、中桐・前山間バイパス配水管布施替工事（第1工区）、戸ノ須地区配水管布設工事（その2）、古里・道瀬地区配水管布設替工事（古里4工区）、古里・道瀬配水管布設替工事（道瀬3工区）、古里・道瀬地区配水管布設替工事（道瀬4工区・古里5工区）となっております。

また、平成24年度から25年度への繰り越し事業としまして、古里・道瀬地区配水管布設替工事（古里6工区・道瀬5工区）の事業予算額8,494万5,000円を繰り越しております。

なお、詳細につきましては、決算書に添付いたしました決算付属書類15ページと18ページに掲載させていただいております。

続きまして、第2項企業債償還金の決算額は2億4,949万8,481円となっております。主な支出としましては上水道企業債、簡易水道企業債の償還金です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,913万8,678円は、当年度分消費税資本的収支調整額438万1,779円、損益勘定留保資金1億3,936万3,565円、減債積立金8,454万9,796円、建設改良積立金3,084万3,538円で補てんいたしました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

平成24年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

これらは税抜きで表示しております。1. 営業収益2億4,869万5,562円、2. 営業費用2億2,154万6,897円、3. 営業外収益63万9,925円、4. 営業外費用1,866万3,435円で、当年度上水道経常利益は912万5,155円となっております。5. 簡易水道営業収益1億740万6,840円、6. 簡易水道営業費用9,080万5,949円、7. 簡易水道営業外収益1,274万2,107円、8. 簡易水道営業外費用2,466万2,993円で、当年度簡易水道経常利益は468万5円となっております。9. 特別利益7万1,301円、10. 特別損失29万4,357円。

当年度の純利益は1,358万2,104円となり、これに前年度利益剰余金8,173万3,427円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は9,531万5,531円となりました。

8ページ、9ページをお願いいたします。

平成24年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

金額については税抜きの額で示しております。

まず、8ページの表の資本金の欄の自己資金ですが、当年度減債積立金8,454万9,796円、建設改良積立金3,084万3,538円を取り崩しましたので、当年度末残高は5億2,863万78円となりました。

次に、借入資本金ですが、当年度企業債を2億4,949万8,481円償還したため、当年度末残高は17億205万5,639円となっております。

次に、利益剰余金ですが、減債積立金8,454万9,796円の取り崩しをしましたので、当年度末残高は3,093万7,902円であります。

次に、建設改良積立金は3,084万3,538円を取り崩しましたので、当年度末残高は1億7,705万2,875円であります。

次に、未処分利益剰余金は、当年度純利益が1,358万2,104円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は9,531万5,531円となり、利益剰余金の合計は3億330万6,308円となりました。

9ページのほう、資本剰余金ですが、受贈財産評価額につきましては6万8,120円の受け入れがありましたので、当年度末残高は2億7,183万5,498円となりました。

次に、一般会計補助金ですが、5,407万8,218円に、特定収入消費税および地方消費税処分額244万2,905円を差し引いた額の当年度末残高は3億2,667万9,140円となりました。

次に、県費補助金につきましては受け入れがございませんでしたので、当年度末残高は、7,651万3,900円であります。

次に、国庫補助金ですが、1,096万3,000円に特定収入消費税および地方消費税処分額52万2,407円を差し引いた額の当年度末残高は5億2,320万1,226円となりました。

次に、工事負担金につきましては、320万円に特定収入消費税および地方消費税処分額15万2,384円を差し引いた当年度末残高7億6,364万3,438円となりました。

その他の資本金及び災害補助金につきましては変動がございませんでしたので、資本剰余金合計の当年度末残高は20億832万7,951円となり、資本合計の当年度末残高は45億4,231万9,976円となりました。

次に、8ページの下の表をご覧ください。

24年度紀北町水道剰余金処分計画書案でございます。税抜きで示しております。

地方公営企業法第32条の第1項及び同法同条の2項、同法施行令第24条第1項の規定に基づき当年度の純利益1,358万2,104円を議会の議決を経て減債積立金、建設改良積立金と

して、今回積み立てをお願いするものです。

次に、10ページ、11ページをよろしく申し上げます。

平成24年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。税抜きの額で示しております。

まず、資産の部では、1. 固定資産の合計額は41億4,103万8,513円であります。

次に、流動資産の合計額は4億728万7,096円で、主なものは現金預金3億5,458万7,924円、未収金4,521万1,849円、貯蔵品748万7,323円であります。

資産の合計額は45億4,832万5,609円であります。

次に、負債の部であります。流動負債の合計額並びに負債の合計額は600万5,633円で、これは未払金であります。

次に、11ページの資本の部ですが、4. 資本金の合計額は22億3,068万5,717円です。

5. 剰余金の合計額は23億1,163万4,259円で、資本の合計額は45億4,231万9,976円で、負債資本の合計額が45億4,832万5,609円となり、この負債資本の合計額と、先ほど申し上げました資産の合計額とが合致いたします。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

次に、12ページからは決算付属書類になっておりまして、主なところだけ説明させていただきます。

14ページは議会の議決事項と、職員に関する事項です。水道課の総職員数においては前年度と同数です。

15ページは200万円以上の建設改良工事の概要です。

16ページは事業会計の業務量についてであります。

給水戸数は平成25年3月末の給水契約件数です。

給水人口は外国人を含めた行政区域内人口から、未給水地域の人口を減したものです。

年間有収水量率は、有収水量を総配水量で除した率であり、有収水量率が上がれば利益率が良くなることとなりますので、漏水などを調査し有収水量率の向上に努めてまいります。

また、総配水量につきましては、上水道が7万7,510立米の増となっております。これは高速道路工事の事業が大きな要因となっております。

17ページは収入、費用に関する事項です。6ページの損益計算書の抜粋でございます。

18ページは、重要契約の要旨として500万円以上の工事契約と企業債の概況を計上しております。企業債は本年度末残高から前年度からの1億6,989万8,481円を減少し、17億205万5,639円となりました。

19ページから22ページは収益、費用の明細書で、これらも税抜きで表示となっております。

23ページ、24ページは固定資産の明細書。

25ページから30ページは企業債の明細書となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上が平成24年度紀北町水道事業会計決算の内容でございます。よろしく申し上げます。

北村博司議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

北村博司議長

昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

(午後 12時 15分)

北村博司議長

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

(午後 1時 15分)

北村博司議長

最初に、先ほどの水道事業会計の決算書について、説明の一部誤読があったようですが、訂正をさせてほしいということで、水道課長から訂正があります。

水道課長。

久保健作水道課長

先ほどですね、ご説明させていただきました11ページの水道事業貸借対照表の日付のところ、原稿のほうがですね、25年5月31日提出ということになっておりまして、私、平

成25年9月10日と読み上げましたので、この原稿どおりでございまして、読み上げたのが間違っておりましたので、訂正してお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

北村博司議長

これより各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題について3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、ご自分が所管する委員会に付託される案件につきましては、申し合わせにもありますように、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は常任委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第5

北村博司議長

日程第5 議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

松永君。

12番 松永征也議員

固定資産税のですね、不均一課税の対象に旅館業も加えるという改正であるわけですが、民宿はですね、旅館業に含まれるのかどうか。

それと、もう1点、その建物ですね、敷地、土地に対しても不均一課税を行うのかどうか、お聞きをしたいと思います。

北村博司議長

服部税務課長。

服部峰穂税務課長

旅館業に対して、新規でこの25年ですか、4月1日以降に建てられたものについては対象になります。

それから、土地についても今まで持っていた土地じゃなしに、新たに取得した土地、そしてその上に1年以内に施設を建てた場合に対象になります。以上でございます。

北村博司議長

質疑のポイントが違ってますよ。民宿は旅館に含まれるかどうかという確認ですよ。

服部税務課長。

服部峰穂税務課長

旅館に含まれます。

北村博司議長

松永君。

12番 松永征也議員

この改正はですね、国の省令の改正に伴って行われるわけですね。国からですね、その減収補てんがされるのかどうか、お聞きをします。

北村博司議長

服部税務課長。

服部峰穂税務課長

交付税措置がとられることになっております。

北村博司議長

よろしいですか、ほかにございませんか。

以上で質疑を終わります。

日程第6

北村博司議長

次に、日程第6 議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

北村博司議長

次に、日程第7 議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

北村博司議長

次に、日程第8 議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

北村博司議長

次に、日程第9 議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑については分割して行うこととして、4ページの第2表の債務負担行為補正から、11ページの歳入についてと、歳出につきましては、12ページの2款・総務費から、19ページの6款・商工費までと、20ページの7款・土木費から、29ページの地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までに3分割して行います。

それでは、まず4ページの第2表 債務負担行為補正から、11ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

これで歳入までの質疑を終わります。

次に、歳出12ページの2款・総務費から、19ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

13ページ、民生費、ここのところ紀北町社会福祉協議会助成事業ということで116万1,000円ですね。これは先ほどの説明ではランチにかかる費用ということで聞いたんですけど、これは海山のほうへ包括のランチという制度ということと理解してよろしいんですか。もしあれでしたら、それでしたら、その内容について説明をお願いしたいと思います。

北村博司議長

福祉課長。

大谷眞吾福祉保健課長

海山区においたものでございます。内容につきましてはショートですね、初めの年度において備品等の購入に対して助成されるものでございます。補助なんですけども、三重県地域支え合い対象づくり事業補助金、これは10割補助でございます。以上でございます。

北村博司議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

費用的には備品購入ということなんですけども、このブランチというのは、結局、窓口業務をするということで、包括の窓口業務をするということで理解してよろしいんですか。その窓口業務の支所の名前がブランチということだけで理解していいんですか。この内容というか、仕組みについて説明お願いしたいと思うんですけども。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ブランチは一般に窓口とか、支店とかいう意味なんですけども、確かに窓口業務中心なんですけども、事があればですね、本所のメンバーと一緒に行動して、現地にも行っております。以上です。

北村博司議長

ほかに質疑ありますか。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。13ページの紀北広域連合の運営事業、説明には職員の負担金ということでありましたが、これは尾鷲との関係だと思んですが、どういう割合になっているんですか。金額はこれで当町の分だというのはわかるんですが。

北村博司議長

大谷福祉課長。

大谷眞吾福祉保健課長

人件費も含まれておりますけども、人件費はですね、負担割合が紀北町が48.2%、尾鷲市が51.8%となっております。人件費のほかにもですね、障害者支援事業特別会計のほうで施設運営費ということで、10月から看護師を採用予定しております。その関係の人件費がございます。これに関しましては負担割合なんですけども、均等割50%のうち50%ずつ持つと、つまり負担の25%が紀北町で、それから残りの分なんですけども、残りの5割は利用割ということで、これは通所されている住所地ですね、具体的には29名の方の分を負担するものです。以上です。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出20ページ、7款・土木費から、29ページの地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

それでは、20ページの7款・土木費の高速道路関連事業ということで、イベント費160万円、これは先ほどの説明では海山・紀伊長島区開通におけるイベント費用ということでしたんですけども、今年度事業にイベント費用を出したということは、今年度事業、今年度開通ということでやるという確信のもとにイベント費用を計上したということで、理解したらよろしいんですか。

あと2点目なんですけども、27ページ、教育費の中の体育館管理事業で、これは海山体育館の修理ということでしたんですけども、この以前にね、床は多分直したと思うんですけども、今回の費用について、どの部分を修繕するのか。この2点についての説明を求めます。

北村博司議長

建設課長。

上村康二建設課長

イベント時期といたしましてですけども、皆さんご存じのように出垣内地区の橋台に傾きが生じたということで、今のところ供用開始時期というものは未定となっております。そういうことから、イベント開始時期につきましても、現在未定ではございますけども、この間の説明の中でも25年度中にですね、もう供用開始をしていきたいということでございましたので、早くなっても対応できるということで、9月補正をさせていただいたところでございます。以上です。

北村博司議長

生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

海山体育館の改修工事の内容でございますが、まず1つは、屋外天井のですね、軒天の

一部改修工事、それから西側の壁、入口の反対側の壁になりますが、そちらのほうの壁の防水工事、それから内部のほうにいきまして、内部の天井の一部老朽化部分の改修工事、それから便所の改修ということで、洋式化を3基予定してございます。

それから、アリーナ内の照明の取り替えということで、白熱灯が16基あるんですけども、そちらのほうをナトリウム灯に交換するという、それから暗幕がもうぼろぼろに歪んでおりますので、そちらのほうを取り替えるという、主なものはそういうものでございます。

北村博司議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

それでは、まず1点目のイベントの費用なんですけども、これは国交省もね、今年度中に開通ということで言っているんで、その点について、こちらもね、イベントが今年度中にできるだろうということで計上してますんで、工事の進捗状況もあると思うんですけども、是非、当町としてもね、今年度中に完成して、このイベントができるように働きかけていただきたいと思っておりますので、その点もよろしくお願いします。

あと、その体育館なんですけども、前、何年か前に床工事したときでも、ほかに結構修理すべきところがたくさんあるんだというふうな感じで、今回、その点について修理がされるということなんですけども、この修理をされてほとんど、ある程度修理ができるのかどうか、まだほかに残っているけども、今回この予算しか付かなかったのかどうか、その点について答弁を求めます。

北村博司議長

生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

今回ですね、この地域の元気臨時交付金が活用できるということになりましたので、海山体育館のほうはほとんど全面的な改修をしたいと思ひまして、いろんな細かいところも含めまして計上させていただいております。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

玉津充君。

8番 玉津充議員

22ページの防災無線の管理事業についてなんですが、去るですね、6月28日に行われました全国一斉緊急地震速報訓練がありましたね。このとき気象庁からのデータを正常に受信できたにもかかわらず、当町の防災無線放送が紀伊長島区では23分遅れ、海山区では雑音しか流れなくて訓練が中止になったという経緯があります。このときはですね、数日後に各議員に文書によって、その経緯、原因、対応について報告がありました。

そのあとですね、8月8日に、これは気象庁の誤報だったんですが、緊急地震速報が発令されました。このときは紀伊長島区では行政放送が放送されたんですが、海山区では放送はありませんでした。このことは8月10日付けのですね、地方新聞で記事となったわけですが、8月8日の件は我々議員には、その経緯、原因、対応については報告がありませんでした。

このですね、6月28日と8月8日のこの対応の違いは何だったんでしょうか。

それから、6月28日のですね、教訓が我々に配付された内容については対策の、対応の内容も書かれておりましたが、それがですね、8月8日に生かされなかった。またミスを繰り返したというような、これはですね、なぜだったんでしょうか。

それと、今回の補正予算に計上されているのですが、この防災行政無線管理事業は、これらの対策がですね、どのように反映されて、今後、そういうふうな防災行政無線放送のですね、不具合はなくなるのでしょうか。回答をお願いします。

北村博司議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

8月8日のですね、気象庁の誤報による放送が流れなかったということに関しまして、議会の皆様にご報告等ができなかったことについては、お詫び申し上げます。この件につきましては、機器の設定等でですね、ほかの市町村と紀北町と設定が違っておまして、誤報ですので、流れないという設定をしている市町村がほとんどですね。この誤報流れるような状態になっているのは、三重県内では紀北町だけということで確認しております。

で、その紀北町でもですね、この8月8日につきましては、機器のですね、不具合が、また発生しておまして、本来、紀伊長島区と海山区と同時に放送が流れなければならなかったのですが、海山区のほうではですね、遠隔操作で制御している装置がフリーズを起こしておまして、海山区のほうで放送が流れなかったということで、この原因については、業者のほうに究明を依頼しておったんですが、ちょっとその原因がはっきりしな

いということをごさいます、ただ、業者のほうを直ちに呼びまして、その放送が流れなかったあと、機器をチェックをしたんですが、機器について異常はないということをごさいました。そのため、誤報が流れなかった以降につきましては、機器については正常に動いているということですね、確認をしておりますので、今回、その経緯についてですね、ちょっとご説明が行き届かなかったことに関しまして、お詫びを申し上げたいと思います。

それと、このJ-A L E R T、全国瞬時警報システムにつきまして、この2回の不具合が起きましたのは、紀伊長島区のほうの本庁舎のほうからですね、海山区の防災行政無線を動かす遠隔で操作する装置が、それぞれ6月の訓練のときはですね、機器自体に不具合がありまして流れなかったということ。それから8月8日につきましては、機器に不具合はないのですが、何らかのその操作上の関係なのか、そこら辺が原因がちょっとはつきりしないところもあるんですが、機器について同じ機器が原因でですね、流れなかったということがございまして、今回、予算要求をさせていただいてですね、このJ-A L E R Tにつきまして、海山区の総合支所のほうにですね、本庁舎にあるものと同じ装置を設置いたしまして、それぞれ本庁舎の装置は長島区、海山支所の装置は海山区を流すような形に切り替えを行うということで、今回の予算要求をさせていただいております。これによって2回不具合を起こしました装置についてはですね、全く返さずに行うシステムに、仕組みが変わりますので、前回のような不具合はこの補正予算をお認めいただければ、発生しないということになると思います。

それと、あとですね、今回この補正予算を要求させていただいたのは、その装置の不具合もありますけれども、本庁舎と海山庁舎の防災行政無線を結んでいる回線につきましては、有線回線を使用しておりますので、地震等でそのデータがですね、線が切断されてデータが届かないということも考えられますので、その辺のリスクも回避するという意味も含めまして、紀伊長島区と海山区にそれぞれ庁舎にですね、このJ-A L E R Tの受信装置を付けて、それぞれの防災行政無線を起動させるというように、予算要求をお認めいただきましたら、改修を行いたいと思いますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

北村博司議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

せっかく今回ですね、971万6,000円予算を付けてやられるものですから、今、課長が言われたような対策ですね、今後、不具合が起らないように、ビシッと歯止めをしていた

だきたいなというふうに思いますが、課長いかがでしょう。

北村博司議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

議員ご指摘のとおりですね、これは命に直結するものでございますので、こういうことがないようにですね、万全の対策をとっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

入江君。

6番 入江康仁議員

今のちょっと関連やけどもね、課長、今その正規のそのシステムをやったときにね、どんだけの予算使ってますか、それ。何千万円だったと思うんですよ。それで今の中で、誤差等起こったことは何もそこにシステムはね、そのメーカーが責任持って当たり前じゃないんじゃないですか。その何千万円という予算の中で確立した防災の無線をですね、不具合があったから、また何かが足りないから970万円も付けてね、やるというのは、ちょっとこれ不合理なように思います。

それと、誤報ですね、誤報が通じないようにしてたというシステムがあったと、紀北町は誤報も通じるようになっていた。誤報か誤報じゃないかというのは、どこでこれ発信元が決まるんですか。誤報も当然伝わるようにならなあかんのじゃないですか。誤報は誤報として伝えてまた取り消すなり、だから事実と、真実とそんなら誤報はこの発信元はどのような分け隔てをするか、ちょっとシステム上どうなっているか、ちょっと教えていただきたい。

北村博司議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

このJ-ALERTをですね、整備したときの費用について、現在ちょっと手元に数字ありませんので、承知はしておりませんが、今回ですね、海山支所から、海山の本所をこちらへ移す際にですね、このJ-ALERTについては移しておりまして、それはその庁舎移転の中の費用の中で処理されていたと思います。

それで、J-A L E R T 自体のですね、メンテナンスとかその辺につきしては、防災行政無線の業者のほうに委託をしております、今回2回の不具合につきましては、業者のほうで対応をさせていただいております、それについては費用は発生しておりません。この2回の不具合についての対応を踏まえてですね、より安全性を高めるために、今回新たに、それぞれの本所、支所にですね、J-A L E R T をそれぞれ設置して対応していくという形を考えさせていただきましたので、その分の費用として945万円のJ-A L E R T の費用が発生してくるというふうになります。

あと誤報につきましては、システムのほう、気象庁のほうからのシステムにつきましては、それぞれエリアを紀北町の場合でしたら、三重県南部地域という形でエリアを指定してですね、そのエリアに地震の第一波というか、一番最初の揺れが届く時間と、それから主動の一番大きな普通の揺れが来る時間との差をですね、計算をしまして、今回の誤報の際には和歌山県北部で地震が起こったような形になっておりましたので、三重県の南部にはですね、到達する時間が計算されずにですね、揺れが来ますという情報が届きました。それで、その気象庁のほうが出す、届く時間というのが設定されていればですね、その時間で計算して流れるような形になっているんですが、その届く時間が入っていなかったの、ほかの市町村はですね、どれだけの時間で届くかわからないので、そういう場合は流さないという設定をしていたみたいなんですが、紀北町の場合ですね、そういう時間がなくてもですね、鳴るという設定、とにかくすべて鳴るという設定で紀北町はしております。

で、ほかの市町村は気象庁が到達する時間とか、そういうものを入れた情報が流れてきて、初めて流すような仕組みにしてあってですね、どちらが正しいやり方かというのははっきりはしないんですが、紀北町の場合もその設定はできるんですけども、わざと設定はしていません。ですので、南海トラフの地震が起こった場合はですね、非常に近いところで起こる地震ですので、気象庁が計算する到達する時間というのが出ずにですね、J-A L E R T が鳴るというか、J-A L E R T の情報が届く可能性が高いので、紀北町の場合はその計算された時間がなくてもですね、J-A L E R T が、揺れが始まってからでもJ-A L E R T が鳴るような仕組みにしておるんですけども、ほかの市町村はもうすでに揺れ出してからJ-A L E R T が鳴ってもですね、そのJ-A L E R T の意味がないということですね、時間設定をせずにですね、鳴らない仕組みというほうを選んで設定されているみたいですので、紀北町の設定がいいのか、ほかの市町村の設定がいいのか、その辺についてはどちらがいいかということは、それぞれの市町村の判断ということになって

おります。

で、紀北町の場合は、もうすべて鳴らすという形で今、設定をしておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

北村博司議長

入江君。

6番 入江康仁議員

ちょっと私、ちょっとね、わかりにくいいな。私言うのは、その元ですね、町長はわかる。町長あんた補足したらええな。私言っておるのはね、和歌山沖で地震が起きたよということを、誤報となったわけですね。これが事実か誤報かというのは機械があれするんでしょう。そこの元を、どないして判断するんですかということなんですよ。

あなたの説明はわかるんだけど、その誤報に基づいたJ-A L E R Tの流れの中でね、その計算して発令するのと、計算ができない場合は発令しないというようなシステムといったけど、その誤報をもともとが真実か事実かというのをね、どないして証明するの。誤報かというのはどのようなことで元の発生を機械が分別するというかな、そのような。そやで今回のご報告は何で起こったのかという、ここさえわかればいいんですけどね。そこをちょっと説明して。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入江議員、説明の仕方が不十分で申し訳ございません。8月8日の誤報というからおかしいんです。8月8日のJ-A L E R Tが鳴るか鳴らなかったの設定が、各市町で違うというだけでしてですね、たまたまあとで誤報だとわかったというだけで、もうそういうことです。J-A L E R Tは鳴って、そのJ-A L E R T瞬時地震警報がですね、鳴る設定を各市町によって違って、紀北町としては常に鳴るようにしているわけなんです。

だから、それが誤報かどうかというのはですね、その時点ではわかりません。ですから、J-A L E R Tが結局、8月8日の誤報というから、議員おっしゃるようになりますね、元がどうだっていう話でって話、J-A L E R Tが鳴る、鳴らないの話でございますので、はい。誤報というのはあとでわかったというだけのことです。はい。

北村博司議長

ほかに質疑ありますか。

入江君。

6番 入江康仁議員

この工事請負費の中の災害対策費ですね。その中で地震津波災害避難路等の整備の1,570万円、これは場所は説明してくれた。聞いてなかったんでちょっとどこをやるか、ちょっとあれやったら教えてほしいんです。

北村博司議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

地震津波災害避難路整備事業でございますけれども、1,570万円の内訳ですが、引本のですね、神社裏の階段工、これに120万円。それとあと小修繕ということで各地区のですね、避難路を修繕する費用として200万円。それとあと相賀の墓地上の工事と、それから汐見の工事、これらにつきましては合わせてですね、450万円の増額ということになっております。汐見と相賀の墓地上の工事です。それとあと、蓄電式ですね、避難誘導灯、これが20箇所800万円が入っております。内訳としては以上でございます。

北村博司議長

ほかに質疑ありませんね。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で終わります。

これで、議案第48号についての質疑を終了します。

日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第50号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第51号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議

題とします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑につきましては、まず歳入全般について質疑を行います。

歳出につきましては、33ページの1款・議会費から、65ページの6款・商工費までと、65ページの7款・土木費から、93ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。

それでは、13ページから32ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出33ページの1款・議会費から、65ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、65ページの7款・土木費から、93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了いたします。

日程第15

北村博司議長

次に、日程第15 認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

北村博司議長

次に、日程第16 認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

北村博司議長

次に、日程第17 認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

北村博司議長

次に、日程第18 認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

ありませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この水道事業会計決算書について、ちょっとお尋ねしますが、この概況の報告書です。中段で、この他、前年度からの繰越事業である古里・道瀬地区配水管布設替工事(古里4工区)ずっとあって、古里・道瀬地区配水管布設替工事(道瀬第3工区)ですか、そのあと古里・道瀬地区配水管布設替工事(道瀬第4工区と古里5工区)が完成しましたということで、前回ですね、この私質問しようと思うたら、議長進めておったんでね、できなかったわけですが、このときには私は言おうとしたのはね、この繰越明許による、繰越明許という大きな問題に目を反れたようなことで、すんなりいった。それでは議員とし

て何を審査、審議するんだということがありますんでね、私、議員になった当時、この繰越明許という工事等のいろんな遅れに対しては、重大な案件であったと思うんですよ。

そして今回のこの工事は、課長、そのあれある。その繰り越し工事になった理由があったね。それちょっとある、そこに。それは6月議会やったかな。それちょっとちょうだい。

北村博司議長

ちょっと勝手にやりとりしないでください。

6番 入江康仁議員

議長、ちょっと資料もらっていいですか。はい、すみません。

すみません。説明の中にね、これ配水管布設工事の工法等で関係者との調整に時間を要したことにより、工事が遅延したためとあるんですけどね、この行政の一般会計でも予算は皆ですね、これ単年度予算ですよ。その中で、繰越明許が今回もいろんなところで繰越明許の説明があったけど、出納の課のほうからね。そういう繰越明許というのは許されるべきじゃないんだ、これ単年度予算だから。その中で、配水管布設工事の工法等で関係者というのはね、これ入札のときにもう皆わかっておるんじゃないですか。当然、この条件で入札を落としておるんでしょう。なぜこんなに時間を要したんですか。これを6月に言いたかったんだけど、もう質問ができるところが過ぎておったんでね、議長さんに上手いことポツと蹴られたんで、今日詳しくちょっと、出てきたから聞きたいと思う。

北村博司議長

水道課長。

久保健作水道課長

ただいまのご質問でございますが、これはですね、入札の前にですね、実施設計というのをかかりまして、その際にですね、JRのほうと国土交通省のほうとの協議が必要となりまして、それをもって実施設計を、協議をもって実施設計を組ませていただいて入札という形になったわけなんです。それで1つ大きな理由としましては、まず古里の点滅信号のところですね、そこに踏切がありまして、そこを本来路面を掘削してというような計画でおったわけなんですけど、ここのところをまた国土交通省のほうとですね、協議した中で、小口径推進工法ということで地下を掘削して、表面を傷つけずにやれというような協議があつてですね、それに従うような形でですね、そういう中で、そういう設計がまた、まずボーリング調査も必要ですし、そういう設計の変更が必要となりまして、まずそういうところにも時間を要したわけなんです。

それともう1点ですね、こちらから行きますと古里の旧トンネルのホテルがあって、少し手前の地点になりますんですけど、そこには光ケーブルとかN T Tのいろんな配線とかですね、一部中電の配線等もありまして、その歩道にはですね、配水管を埋設できないという、10mぐらいの区間なんですけど、そういったことも協議の中でわかってきまして、それで、まずすぐ左側のJ Rの線路の法面があるんですけど、国道から鉄道の方の少し法面がありまして、そちらのほうにですね、配水管を交わすというような形での設計を考えたわけなんですけど、これはJ Rの名古屋のほうにもですね、協議にも行かせていただいて、それでいろんなこう協議の中で、なかなかうちのスケジュールどおりにですね、協議に応じてもらえない、向こうも件数がたくさんありますもんで、そういったことで協議には応じてもらえなかったんですけど、来た回答がですね、ちょっとこの事業では対応仕切れんような状態の、予算が要るかなというようなことがありまして、それやとちょっと無理なんで、今度は反対側の歩道のすぐ横なんですけど、国道側をですね、掘削させていただきたいということで、もうJ Rのほうは断念しまして、今度は国道の方の、国土交通省のほうにですね、協議をさせていただいたんですけど、下側のその推進工法、横断の地下を使えというような形の考え方でしたので、なかなかこの路面をカットしてですね、歩道のガードレールから1 mぐらいの範囲で10mぐらい、この歩道を交わしてこう掘削をしますもんで、そういった協議もなかなかちょっと応諾していただけないというようなこともありまして、それが最終的に何とかそこだけは許可いただいて、占用させていただくというような形になりましたもんで、そういったことを踏まえてですね、設計変更して、それで入札という、年が明けてちょっと日にちがはっきりしないんですけど、契約が3月の29日になったという、今年3月の29日やったんですけど、そういった過程がありまして、本来、議員さんおっしゃられたようにですね、年度当初に予算をお認めいただいたんですので、年度内に完了させるというのが本来の形で当たり前かと思うんですが、それがそういった理由も、ここの地区は特にJ R、国土交通省というのが必ずそういう、特にこの最後の、今年度は今は繰り越しさせていただいておる工事が最後なんですけど、ここが一番難所というようなことで、そんなような話を今までの経過を見ておるとですね、一番難しいなかなか、自分とこだけの設計ではなかなかいかない。それと協議してもなかなか応諾してもらえないというような、これが事実でございます。

北村博司議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今、課長の説明ではね、それはあんたこんなもん通らないよ、それは。それだったら大幅な設計変更でしょう。それだったら今までの一旦の計画した事業の中でね、それを一旦公表して大きな事業計画の変更になると、それはもう議会に通してですね、一旦もうその事業をして、新たな、今の新たなもう全然違う計画で進んでおるわけですから、新たに計画をやって、新たな入札をせないかんわけでしょう。それをあなたたちの配慮の中で、自分らが勝手にやな、これをやり遂げるためには、そんなら全然議会にも報告せんとか好きなような理屈の立つようなことを立ててやったらいいんだということは、もう駄目ですよ。それは、課長。

それだったら、私たちはこの予算に対してもいろんな一般会計もあるけど、何を信用して見たらいいんだということになる。これは全課長に言うておくけどね、皆これ課長関係、前から言うておるように、予算というのは本当にわかりにくいよ、この当初予算から見てもね、あなたたち官僚はこの予算に関してはしっかりした責任をとってせないかん。それをやっぱり外れたときは外れたようなやっぱり説明もせないかん。そうでしょう。こんなもん勝手にやっておるだけやないか。そんなんやったら最初に言うた事業計画と異なっておっても、それでもうやったらいいんだということになるよ。これは1つの例として私は言うておくけどね、これは全予算に関してもそうだよ、皆。課長関係、中央でいうたらあんたら官僚や。官僚同士の馴れ合いの予算作成はこれからはもう許されんぞ、本当に。お互いにミスしたらミスしたようにかばいあってやな、やっておるような行政ではどないもならん、これは。

もっと課長たちはどういうことで、しっかりした責任をとった行動をやらしてもらわな。これだけは強く言うておくぞ、これ。ただ、ここに書いてあるように意見書、また意見書のこの中にも書いてある、同じようなことが、やっぱりこれ監査する人たちもしっかり指摘せなあかん、これは。こんなあんた普通は通らないよ、こんなもんは。全然違うことをやっているわけやないか。そうでしょう。当然、そういう国鉄の、国鉄をまたがるようなというような単純なもんじゃないというのは、あんたら一番よう知っておるはずや。国鉄は少々の、言うたら行政から言うて絶対曲げないから、あそこは。だから避難路に対してもいろんな問題があるんでしょ。町長、そのところはやっぱりしっかりあんた、監督はあんたにあるんだからね、やっぱり指導きちんとしてもらわな困る。そのところ町長、一言。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当にね、繰越明許とかですね、いろいろなそういう計画変更の部分でですね、やっぱりしっかりとやっていかなければいけないと、今、おっしゃったようにですね、JR、国道などまたぐときはですね、やはりそれらを盛り込んだうえでやっていかなければいけないと思います。ただ、事業名そのものがですね、大きく変更したわけではなし、古里と道瀬簡水ですね、統合整備事業ということで、その管路の行き先等が違いましたので、こういう形になったんで、繰越明許という形にさせていただきました。

そういう意味ではですね、議員のご指摘のようにしっかりと計画する段階から、やはりいろんなそういった課題もですね、折り込んで計画をしていくべきだと思いますので、今後、十分注意いたします。

北村博司議長

入江君。

6番 入江康仁議員

とにかくね、町行政のね、この予算は単年度予算でございます。もうとにかく繰越明許というようなものは使わないような、やっぱり予算書でやっていただきたい。それだけ要望しておきます。

北村博司議長

要望では困るんで、質疑なんで、誰か答弁してください。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、やはり、ただ国のとかですね、県の予算の決定が遅れるとか、そういったものもございますので、三浦、矢口が特にそういうことなんですけど、はい、そういうこともございます。ただ事業するにはですね、やはり次年度の予算はですね、1年度でしっかりとできるような、最初からそういう課題があるなら、課題のあるような予算の付け方をすべきだと思いますので、よろしくご理解お願いします。

北村博司議長

ほかにございますか、あとありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、質疑を終了いたします。

これで、各議案に対する質疑が終わりました。

終わります。

日程第19～日程第20

北村博司議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

報告第8号及び報告第9号の2件の報告案件につきましては、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることといたします。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第8号 平成24年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度紀北町における健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するものでございます。

報告第9号 平成24年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度紀北町の公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

続いて、報告第8号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、報告第8号についてご説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いします。

報告第8号 平成24年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律94号）第3条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、法律第3条第1項の規定の地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けたあと、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うというふうな規定に基づきまして報告させていただくものでございます。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上になりますと、財政の健全化や再生のための計画を策定しなければならないことになっております。

23ページをご覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率についてでございますが、9.7%で、前年度と比べまして0.7%の改善となっております。改善された要因といたしましては、地方債の繰上償還を進めたことから、負担が減少したものでございます。参考に記載しております、早期健全化基準の25%と比べましても低い数字となっております。

次に、将来負担比率でございますが、18%で、前年と比べまして6.8%の改善となっております。充当可能な基金が増加したことが、その主な要因でございまして、早期健全化基準の35%と比べましても低い数値となっております。

以上、いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

なお、24、25ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。以上で報告第8号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

北村博司議長

次に、報告第9号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

報告第9号について、ご説明させていただきます。

26ページをよろしく申し上げます。

報告第9号 平成24年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成24年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成25年9月10日提出

紀北町長 尾上壽一

次のページをお願いいたします。

平成24年度の紀北町公営企業会計においては、資金不足は発生しませんでしたので、そういう報告となっております。

28ページからは、監査委員の意見を付けさせていただいております。以上でございます。よろしく申し上げます。

北村博司議長

以上で、説明を終わり、質疑に入ります。

日程第19

北村博司議長

日程第19 報告第8号 平成24年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

ございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第20

北村博司議長

次に、日程第20 報告第9号 平成24年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

ございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

それでは、これで2件の報告案件については、聞き置くことといたします。

日程第21

北村博司議長

次に、日程第21 請願案件を議題とします。

お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、請願4件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

谷議会事局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、請願を朗読いたします。

平成25年9月紀北町議会定例会

平成25年9月10日

請願文書表

種別といたしまして請願第4号、受理月日 平成25年8月22日、件名 義務教育費国庫

負担制度の存続と更なる充実を求める請願書、請願の趣旨 義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただきたい。請願者等の住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会会長 竹谷嘉真氏、三重県紀北町校長会会長 野間秀治氏、三重県教職員組合紀北支部支部長 奥村健二氏、紹介議員氏名といたしまして、東清剛議員、東貴雄議員、松永征也議員、付託委員会といたしまして、教育民生常任委員会であります。

請願第5号、平成25年8月22日受付、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただきたい。紀北町PTA連絡協議会会長 竹谷嘉真氏、三重県紀北町校長会会長 野間秀治氏、三重県教職員組合紀北支部支部長 奥村健二氏、東清剛議員、東貴雄議員、松永征也議員、これも教育民生常任委員会に付託でございます。

請願第6号、平成25年8月22日受付、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が充実するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。請願書の住所と氏名が、紀北町PTA連絡協議会会長 竹谷嘉真氏、三重県紀北町校長会会長 野間秀治氏、三重県教職員組合紀北支部支部長 奥村健二氏、紹介議員が東清剛議員、東貴雄議員、松永征也議員、教育民生常任委員会の付託となっております。

請願第7号、平成25年8月22日受付、防災対策の見直しや充実を求める請願書、趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただきたい。請願者の住所と氏名が、紀北町PTA連絡協議会会長 竹谷嘉真氏、三重県紀北町校長会会長 野間秀治氏、三重県教職員組合紀北支部支部長 奥村健二氏、紹介議員が東清剛議員、東貴雄議員、松永征也議員、付託先が教育民生常任委員会、以上でございます。

北村博司議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、今回受理した請願につきましては、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告を申し上げます。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

北村博司議長

ここで、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、10分間休憩いたします。

(午後 2時 18分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 36分)

日程の追加

北村博司議長

若干、予定時刻は過ぎましたけれども、お諮りします。

ただいま配布しました案件を日程に追加し、別紙、議事日程のとおり追加日程として、ただちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

この議事に付け加えるのはいいんですけどね、先ほどね、議長、私の質問の中で、最後に要望ということで、訂正もしないであなたは町長に答弁させたね。これはどうですか。これはあんた、これ事例つくったことになるけど、いつもやったらあなたはいつも、質問に切り替えてくださいとか何とか言うて修正して、私もそのつもりで質問に切り替えましょうかと言いましたね。言ったけどあんた、もう無視して答弁させた。これ1つの事例になるけど、これから私は一般質問でも皆要望に変えますよ、いいですか。絶対止めること

はならんよ。これだけ忠告しておきます。

北村博司議長

それはどういう意味でしょうか。私はもう町長を指名して宣言しましたから、その後の切り替えを認めなかっただけで、私は。

6番 入江康仁議員

切り替えではない、私は。

北村博司議長

いや、本来でしたらね。

6番 入江康仁議員

だから、私はね、質問に切り替えしましょうかといったら、あんた何もいいですということ言った。だから、要望に答えさせたということで、いいですねということの確認だけです。

北村博司議長

いや、その議事進行とは認めません。進行します。

6番 入江康仁議員

議事進行って認めませんって。

北村博司議長

認めません。

6番 入江康仁議員

ちょっと待て、議事進行を認めんて。

北村博司議長

発言をやめてください。

6番 入江康仁議員

ちゃんとそんなら、それに私の言ったことは。

北村博司議長

発言をやめてください。

6番 入江康仁議員

質問に答えてください。

北村博司議長

発言を制止します。

6番 入江康仁議員

あんた議長って、独断で議長やっとするんじゃないよ。議会のルールの中で、議長があるんだ。

北村博司議長

発言を制止します。

6番 入江康仁議員

発言制止するんだったら、発言を制止する理由を述べてください。

北村博司議長

必要ありません。進行します。

6番 入江康仁議員

大概にしとかなあかん。必要ないということはどういうことや、議長。それは許さん。これは必要ないということは。

北村博司議長

発言を制止しています。

発言を制止します。

進行します。

6番 入江康仁議員

あかんてや、議長。あんた理由を説明するのは、あんた義務ですよ。みんなに諮ってもらって。

北村博司議長

必要ありません。必要ありません。

6番 入江康仁議員

あんまり独断的なことではないですか。

北村博司議長

発言を制止します。これ以上、発言する場合は退場を命じます。

6番 入江康仁議員

退場しやしたらええやないか、そんなら。しやせ。理由も何も求めんと退場させるんやったら、したらええやないか。こんな議会、俺もうできんわ。やりな、やれ。やれっていうの。

北村博司議長

あなた、もうちょっとね、言葉使いを。

6番 入江康仁議員

ガタガタ、ガタガタ言わんでもええわ。退場命令、出したらええやないか。

北村博司議長

だから、しますよと申し上げたんです、あなたは。

6番 入江康仁議員

やれ、そんなら。

北村博司議長

あなたは。

6番 入江康仁議員

やれっ。

北村博司議長

なんで、そういう乱暴な発言をするんですか。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

議事進行は必要ありません。

いやいや。

北村博司議長

休憩します。休憩宣言しました。

暫時、休憩します。

(午後 2時 40分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 47分)

北村博司議長

議長を交代いたします。

再度、休憩に入ります。

はい。

15番 川端龍雄議員

議長は再度、副議長にするということで、議長はどんな理由で議長を代わるんですか。

北村博司議長

体調を壊しました。

15番 川端龍雄議員

そうしたら、それ以降、そうしたら副議長が続けるというわけですか。

北村博司議長

本日の延会まで副議長が行います。

15番 川端龍雄議員

わかりました。

北村博司議長

よろしいですか。休憩いたします。

ただちに副議長と交代して、では、玉津副議長。

玉津充副議長

今、議長が、体調が悪いということなんで、代わらせていただきます。

それで、3時までですね、休憩をさせていただきます。

その前に、ちょっと議員と議長の間で、やり取りがあった件で、少し休憩の間に調整を
ですね、図りたいと思うんです。

玉津充副議長

3時まで休憩にします。

(午後 2時 49分)

玉津充副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 16分)

日程の追加

玉津充副議長

お諮りします。

ただいま配付しました案件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

玉津充副議長

異議なしと認めます。

したがって、この案件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

玉津充副議長

追加日程第1 発議第7号 決算特別委員会設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、審査期限については、審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充副議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定します。

決算特別委員会委員の指名

玉津充副議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充副議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定します。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

1番	奥村	仁君	2番	東	貴雄君
3番	樋口	泰生君	5番	瀧本	攻君
6番	入江	康仁君	7番	家崎	仁行君
15番	川端	龍雄君			

この7人を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充副議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり、選任することを決定いたします。

玉津充副議長

この場で、暫時休憩します。

(午後 3時 20分)

玉津充副議長長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 22分)

玉津充副議長

ただいまの互選の結果について報告します。

決算特別委員長に、入江康仁君

副委員長に、家崎仁行君が就任されました。

決算審査にあたってはよろしくお願ひします。

委員会付託

玉津充副議長

お諮りします。

本日、議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ担当委員会に付託することにいたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充副議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しまし

た。

なお、各常任委員会の開催日につきましては、明日の11日は教育民生常任委員会、12日は総務財政常任委員会、13日は産業建設常任委員会の開催とします。

いずれも午前9時30分からの開催となります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

玉津充副議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 3時 25分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25年 11月 28日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会副議長 玉津 充

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員 川端龍雄